

北杜市子育て応援



マイホーム補助金



～子育て世帯及び若者世帯へ住宅・土地の建築費・購入費を補助～

補助金額

新築・建売

最大 **150** 万円

中古

最大 **100** 万円



申請要件

- ☐ 子育て世帯もしくは若者世帯であること。
 - ・子育て世帯（15歳未満の子と同居している世帯）
 - ・若者世帯（子を産み育てる予定の39歳以下の夫婦世帯）
- ☐ 申請する住宅に定住する意思を有する世帯
- ☐ 市税、市債務その他徴収金を滞納していない世帯

対象経費

- ☐ 市内の新築住宅もしくは建売住宅の建築費又は購入費
 - ☐ 市内の中古住宅の購入費
 - ☐ 上記住宅にかかる土地の購入費
- ※居住用の床面積が50㎡以上である必要があります。
- ※補助対象者が、2分の1以上の持分を有する住宅・土地が対象です。

注意事項

- ☐ 補助金交付後10年以内に、補助対象住宅及び土地を取り壊し、売却、譲渡、賃貸した場合や、北杜市外へ転出した場合などには、補助金返還請求の対象となります。
- ☐ 申請の詳細については、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱を確認してください。

子育て政策課 ☎ 0551-42-1332

〒408-0118

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

申請方法はこちら



北杜市 マイホーム補助金

検索

補助金交付までの流れ

- ① 契約締結後1年以内（又は令和9年12月20日まで）に、市へ計画書を提出します。
⇒計画が承認されると、計画承認書が届きます。
- ② 住宅の取得後3箇月以内（又は令和10年12月20日まで）に当該住宅に居住し、市へ交付申請書を提出します。
⇒審査後、交付決定通知が届きます。補助金交付日は決定通知にてお知らせします。

Q & A コーナー

《補助金の対象について》

Q：親と共有名義で住宅を取得しましたが、対象になりますか？

A：申請者が2分の1以上の持分を有していれば対象となります（建物の登記が必要です）。
補助金の額は、申請者が居住用に供する面積に基づき按分して計算します。

Q：店舗と併設した住宅を新築しようと考えています。対象になりますか？

A：居住部分のみで50㎡以上ある場合には、対象となります。

Q：補助の対象となるのは、建物のみですか？

A：建物に係る土地は対象となります。
車庫・倉庫などの附帯建物、外構工事や太陽光発電設備は対象となりません。

《申請する方の要件について》

Q：現在市外に住んでいるのですが、北杜市に住宅を新築しようと考えています。
補助金交付の対象となりますか？

A：申請する住宅に、定住する意志を持って転入されるのであれば対象となります。
また、もともと市内に住所を有している世帯も対象となります。

Q：子どもがいない夫婦で、計画書の提出時は39歳でしたが、交付申請時には40歳になっています。対象になりますか？

A：対象になりません。交付申請書の提出時点の年齢を基準とします。
15歳未満の子どもがいる方については、親の年齢制限はありません。

《税との関連について》

Q：この補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか？

A：補助金を受領した日の属する年分の一時所得又は雑所得として確定申告をしていただく必要があります（受領した補助金の額が「収入金額」となります）。住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は家屋の取得価額から、受領した補助金の額を差し引く必要があります。
詳しくは、税務署にご確認ください。

北杜市子育て応援マイホーム計画書 提出書類確認チェックシート
(計画書提出時に併せて提出をしてください。)

申請者名 _____

No.	申請者 チェック	担当者 チェック	提出書類	備 考
1			北杜市子育て応援マイホーム計画書 (様式第1号)	
2			収支予算書(様式第2号)	【支出】の合計額と【資金内訳】の合計額が同じになるように記入。 ※補助金は北杜市のマイホーム補助金以外の補助金のみを記入
3			図面 (位置図、配置図、各階平面図、立面図)	
4			工事請負契約書 又は 売買契約書の写し	提出日が契約日の1年以内であること
5			契約金額の内訳がわかるもの (見積書など)	新築・建売のみ提出。
6			建築に係る確認済証 又は 建築工事届の提出が分かるものの写し	
7			戸籍謄本	
8			定住誓約書兼同意書(様式第3号)	世帯全員分の定住誓約と同意が必要
9			下記補助金の申請の有無について ・空き家バンク登録物件清掃費等補助金 ・地域おこし協力隊空き家改修事業補助金 ・マイホーム補助金	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無
10			その他	

様式第 1 号（第 6 条関係）

北杜市子育て応援マイホーム計画書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏名（自署）
電話番号

下記のとおり補助金交付に係る事前審査を受けたいので、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 計画住宅の所在 北杜市
- 3 計画住宅の種別 ※該当するものに○を付けてください。
(新築 ・ 建売 ・ 中古)
- 4 計画住宅の用途 ※該当するものに○を付け、確認事項を記入してください。
(専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 2 世帯住宅)

確認事項記入	併用住宅	専用住宅以外の用途 ()
	2 世帯住宅	申請者との関係 ()
	その他	

持分記入	所有者	住 宅	土 地
	本 人	() 分の ()	() 分の ()
	他所有者 ()	() 分の ()	() 分の ()
	他所有者 ()	() 分の ()	() 分の ()

(8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

支出予算額内訳

科目	予算額（円）	備 考
【支出】		
住宅取得費		
・建物本体		
・土地		
・付属施設等		
合 計		
【資金内訳】		
・自己資金		
・住宅ローン		
・補助金		
・その他		
合 計		

※住宅取得費は、契約金額と合わせてください。

※補助金はマイホーム補助金以外の補助金利用がある場合記入してください。

様

1 誓約事項

また、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員ではないことを宣誓します。

(1) 私は、北杜市子育て応援マイホーム補助金の事前審査及び事後の状況確認のため、北杜市の担当課の職員が次のことについて調査することに同意します。

ア 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、本市が備える住民基本台帳の記録を確認すること。

イ 北杜市が保有する市税、市債務その他の徴収金の課税状況及び納付状況を確認すること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員であるか否かについて山梨県警察本部に照会すること。

(2) 私は、北杜市子育て応援マイホーム補助金の次の交付の条件を確認し、違反した場合は、返還請求の対象となることに同意します。

ア 補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

イ 補助金交付後 10 年以内に、交付対象土地を売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

ウ 補助金交付後１０年以内に市外へ転出しないこと。

(1) 誓約及び要件確認が必要となる全ての者が、1 誓約事項及び2 同意事項の内容を理解した上で各々自署してください。

(2) 世帯員が未成年者の場合は、氏名（自署）欄に該当する未成年者氏名を記入した上で、法定代理人氏名欄に法定代理人が自署してください。

[illegible]

記入例

様式第1号（第6条関係）

北杜市子育て応援マイホーム計画書

提出日を記入

年 月 日

北杜市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏名（自署）
電話番号

下記のとおり補助金交付に係る事前審査を受けたいので、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

新築・建売の場合は最大150万円
中古の場合は最大100万円

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 計画住宅の所在 北杜市
- 3 計画住宅の種別 ※該当するものに○を付けてください。
(新築 ・ 建売 ・ 中古)
- 4 計画住宅の用途 ※該当するものに○を付け、確認事項を記入してください。
(専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 2世帯住宅)

確認事項記入	併用住宅	専用住宅以外の用途 ()
	2世帯住宅	申請者との関係 ()
	その他	

持分記入	所有者	住 宅	土 地
	本 人	() 分の ()	() 分の ()
	他所有者 ()	() 分の ()	() 分の ()
	他所有者 ()	() 分の ()	() 分の ()

新築・建売の場合は、
「請負業者所在地」と「請負業者名」
中古物件を売買した場合は、
「売主住所」と「売主氏名」

記入例

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

契約書に記載のある金額をご記入ください

支出予算額内訳

科目	予算額（円）	備 考
【支出】		
住宅取得費		「土地」「付属施設等」については、該当（取得）が無い場合や、建物本体と別契約としていて事業計画に計上していない場合には記入の必要はありません。
・建物本体		
・土地		
・付属施設等		
合 計		
【資金内訳】		
・自己資金		上記の【支出】額を、どのように捻出したかを記入。【支出】と【資金内訳】の合計額は同額となります。
・住宅ローン		
・補助金		
・その他		
合 計		

※住宅取得費は、契約金額と合わせてください。

※補助金はマイホーム補助金以外の補助金利用がある場合記入してください。

北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱

平成27年10月1日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市総合計画において進める子育て世帯及び若者世帯の移住定住人口の増加を図るため、これから北杜市内（以下「市内」という。）に、住宅を新築又は購入する子育て世帯及び若者世帯に対して、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 10年以上住むことを前提に市内に住民登録を行い、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 住宅 市内において建築された1戸建てであつて、専ら居住の用に供する家屋（賃貸を目的とした家屋（以下「賃貸住宅」という。）及び別荘を除く。）でトイレ、台所及び浴室を備えており、居住用の床面積が50平方メートル以上であるものをいう。
- (3) 併用住宅 店舗等の業務用部分が、居住用部分と結合している住宅（賃貸住宅を除く。）をいう。
- (4) 2世帯住宅 1つの住宅内で2以上の世帯が生活する住宅をいう。
- (5) 新築住宅 自らの居住に用いるために新たに建築した住宅をいう。
- (6) 建売住宅 販売を目的に新たに建築された住宅をいう。
- (7) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。ただし、子育て応援マイホーム補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）又はその配偶者の2親等以内の親族が居住していた住宅を除く。
- (8) 同居 住民基本台帳において同一世帯内に記載され、かつ、同一の生活費を共用している者と同一の住宅内で居住することをいう。

(9) 子育て世帯 15歳未満(15歳に到達した日以後最初の3月31日までの間にある子を含む。以下同じ。)の子とその父又は母が同居している世帯をいう。ただし、15歳未満の子の父母が婚姻している場合は、父母のいずれも同居している世帯でなければならない。

(10) 若者世帯 子を産み育てる予定の婚姻し、かつ、同居している夫婦で、夫妻のいずれも39歳以下の世帯をいう。

(11) 行政区 北杜市行政区長設置条例(平成16年北杜市条例第8号)第2条第1項で定める行政区をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、申請日において、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する若しくは市内に定住する意志をもって転入する予定である子育て世帯の父又は母

(2) 市内に住所を有する若しくは市内に定住する意志をもって転入する予定である若者世帯の夫又は妻

2 補助対象者の世帯は、申請日において、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請する住宅に定住する意思を有する世帯

(2) 申請する住宅の存する行政区に加入する又は地域の活性化の推進に協力する意志を有する世帯

(3) 市税、市債務その他徴収金を滞納していない世帯

(4) この告示による補助金の交付を受けたことがある者がいない世帯

(5) 北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱(平成27年北杜市告示第70号)又は北杜市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付要綱(令和6年北杜市告示第10号)に係る補助を受けた者がいない世帯

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない世帯

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、市内で建築若しくは購入する新築住宅、建売住宅若しくは中古住宅(以下「交付対象住宅」という。)の建築費又は購入費(以下「建築費等」という。)及び当該住宅に係る土地(以下「交付対象土地」

という。)の購入費から次に掲げる経費を控除した額(以下「補助対象経費」という。)とする。

(1) 北杜市戸別浄化槽設置費補助金交付要綱(平成18年北杜市告示第30号)第4条に規定する補助金の対象となる経費

(2) 北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱(平成29年北杜市告示第23号)別表第1に掲げる補助対象機器の設置費

- 2 建築費等については、交付対象住宅のうち補助対象者の居住用部分のみ対象とする。ただし、併用住宅又は2世帯住宅において、居住用部分の建築費等が明確にならないときは、居住用部分の面積を延べ床面積で除した割合により算出する。
- 3 交付対象住宅については、不動産登記において補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であって補助対象者が2分の1以上の持分を有する住宅とする。
- 4 交付対象土地については、交付対象住宅の所在地番のみ対象とし、不動産登記において補助対象者が所有権を有する土地又は共有財産であって補助対象者が2分の1以上の持分を有する土地とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体から補償を受けて、住宅を建築若しくは購入する場合又は住宅の建築若しくは購入をせず、土地のみを購入する場合は、補助対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 15歳未満の子がいる場合は、前項で規定する補助金の額に子1人当たり10万円を加算するものとする。
- 3 補助金の上限額は、新築住宅又は建売住宅の場合は、150万円とし、中古住宅の場合は、100万円とする。

(事業計画書)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、北杜市子育て応援マイホーム計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(様式第2号)

- (2) 図面（位置図、配置図、各階平面図及び立面図）
 - (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (4) 契約金額の内訳が分かるもの
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届の提出が分かるものの写し（新築住宅又は建売住宅に限る。）
 - (6) 戸籍謄本
 - (7) 定住誓約書兼同意書（様式第3号）
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項に規定する計画書の提出は、次に掲げる期限内に提出しなければならない。
- (1) 新築住宅及び土地 工事請負契約及び売買契約締結後1年以内（その日が北杜市の休日を定める条例（平成16年北杜市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その前日とする。）又は令和9年12月20日のいずれか早い日まで
 - (2) 建売住宅・中古住宅及び土地 売買契約締結後1年以内（その日が休日である場合は、その前日とする。）又は令和9年12月20日のいずれか早い日まで
- （計画承認等）
- 第7条 市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、補助対象として適当と認めたときは、北杜市子育て応援マイホーム計画承認書（様式第4号。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による通知に、次に掲げる条件を付することができる。
- (1) 補助金交付後10年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
 - (2) 補助金交付後10年以内に、交付対象土地を売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
 - (3) 補助金交付後10年以内に北杜市外（以下「市外」という。）へ転出しないこと。

(4) 交付対象住宅の取得後3箇月以内又は令和10年12月20日のいずれか早い日までに当該住宅へ居住し、補助金交付申請を行うこと。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(5) その他市長が必要と認める事項
(変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により計画の承認を受けた申請者（以下「計画承認者」という。）は、計画の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、北杜市子育て応援マイホーム計画変更（中止・廃止）書（様式第5号。以下「変更書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市子育て応援マイホーム計画変更承認書（様式第6号。以下「変更承認書」という。）により計画承認者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に条件を付することができる。
(交付申請)

第9条 計画承認者は、交付対象住宅の取得後3箇月以内又は令和10年12月20日のいずれか早い日までに当該住宅に居住し、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付申請書（様式第7号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 承認書及び変更承認書の写し

(2) 収支決算見込み書（様式第8号）

(3) 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し

(4) 交付対象住宅の土地及び建物に関する不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による登記事項証明書

(5) 写真（着工前、工事中及び完成）

(6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（新築住宅又は建売住宅において、同法第6条第1項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。）

(7) 世帯全員の市税、市債務その他徴収金の滞納がないことが確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定し、速やかに北杜市子育て応援マイホーム補助金交付決定通知書（様式第9号。以下「交付決定通知書」という。）により計画承認者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定通知書に、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 補助金交付後10年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

(2) 補助金交付後10年以内に、交付対象土地を売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

(3) 補助金交付後10年以内に市外へ転出しないこと。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の規定による交付決定通知書を受けた計画承認者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに北杜市子育て応援マイホーム補助金交付請求書（様式第10号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、交付決定者が、第7条第2項若しくは前条第2項の条件に違反したとき又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合は、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して北杜市子育て応援マイホーム補助金返還命令書（様式第12号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(住宅の管理)

第12条 補助金の交付を受け、取得した住宅は、補助金交付後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者、計画承認者又は交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき計画の承認がなされた補助金については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第10号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日告示第37号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。